





肥料取締法

| 製造事業者の所在地及び名称                             | 表示区分 | 成分検査         | 検査         | 注出           | 出          | その他  | 収去年月日   |
|---|------|--------------|------------|--------------|------------|--|---|
| 神戸市兵庫区加瀬町1丁目<br>日本製粉株式会社                  | 表    | 17.0<br>18.5 | 5.9<br>6.1 | 6.0<br>2.5   | 8.0<br>8.6 | 以糖カルクム<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>1.6<br>1.0<br>2.0 | 昭和41年1月19日<br>現産市竹の内野895<br>白バク肥料株式会社   |
| 神戸市生田区加瀬町4丁目1番地<br>日本製粉株式会社               |      |              |            |              |            |  | 昭和41年2月15日<br>東伯郡東伯町大字保3701<br>白野製糖株式会社   |
| 神戸市兵庫区加瀬町1丁目<br>日本製粉株式会社                  |      |              |            |              |            |  |   |
| 神戸市兵庫区加瀬町1番地<br>日本配合飼料株式会社神戸工場            | 表    | 14.0         | 1.5        | 10.0         | 10.0       | 以糖カルクム<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>2.0<br>1.0<br>3.0 |   |
| 三井印売を配合飼料乳牛用増量B                           |      | 15.5         | 2.5        | 6.5          | 6.7        | 以糖カルクム<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>2.0<br>1.0<br>3.0 |   |
| 姫路市神原町3の23<br>山崎製粉株式会社<br>増量B             |      |              |            |              |            |  |   |
| 岡山県小田原久留町<br>大久保製粉株式会社<br>(Luton-Pond)    |      |              |            |              | 0.8        |  |   |
| 大阪市福島区大野町2の11<br>白米製糖株式会社大阪工場<br>全粒飼料増量2号 |      |              |            |              | 2.3        |  |   |
| 尾道市首尾町2の1番地<br>日本配合飼料株式会社                 |      |              |            |              |            |  | 昭和41年2月15日<br>鳥取市西川町177番地<br>鳥取製糖株式会社倉吉店<br>粗たん白質不足<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>1.6<br>1.0<br>2.0 |
| 鳥取県竹田たん白質配合飼料                             | 表    | 5.0<br>34.6  | 2.0<br>2.2 | 28.0<br>32.5 | 6.2<br>6.6 | えびかに粉<br>以糖カルクム                                | 9   |

|   |   |                      |            |                      |              |   |              |   |
|---|---|----------------------|------------|----------------------|--------------|---|--------------|---|
| 神戸市灘区小野町1番地の1地先<br>日清製粉株式会社神戸飼料工場<br>日清印乳牛用完全配合飼料新ひかり | 表 | 17.0<br>18.0         | 2.0<br>2.1 | 11.5<br>5.6          | 10.0<br>7.9  | 以糖カルクム  | 3.0          | 昭和41年2月15日<br>鳥取市西川町177番地<br>鳥取製糖株式会社倉吉店<br>粗たん白質不足<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>1.6<br>1.0<br>2.0 |
| 倉敷市紙町655<br>平松不肥株式会社<br>動物性たん白質飼料                     | 表 | 40.0<br>26.0<br>45.0 | 27.9       | 30.0<br>31.3<br>25.9 | 10.0<br>5.0  | えびかに粉<br>以糖カルクム                                 | 10.0<br>5.0  | 昭和41年2月18日<br>倉吉市東町2583<br>有限会社本商店<br>粗たん白質不足<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>1.6<br>1.0<br>2.0       |
| 特異動物性たん白質飼料   |   |                      |            |                      |              |   |              |   |
| 岡山市備前町1丁目24<br>小山物産株式会社<br>粗印動物たん白質配合飼料               | 表 |                      |            |                      | 35.0<br>26.2 | えびかに粉<br>以糖カルクム                                 | 10.0<br>15.0 |   |
| 玉野市桑原5967番地<br>中野飼料株式会社<br>カニ印完全配合飼料幼用スーパー飼料          | 表 | 22.0<br>23.1         | 3.0<br>3.1 | 6.0<br>2.3           | 9.0<br>5.9   | 以糖カルクム<br>糖カルクム<br>アラビノース<br>0.5<br>1.25<br>2.0 |              |   |

（備考）表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分検査表示を附した肥料を、「調」とあるのは任意に成分表示を附した肥料を、空白はそれら以外の肥料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量で、「粗たん白質」の欄は「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該肥料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該肥料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県倉敷市三河川町  
鳥取市西川町177番地（電話三十五号）第六  
十号倉庫一區第一号倉庫を倉庫として、尾道市西川町の  
尾道製糖株式会社から

鳥取県西川町  
電話三十五号 第五  
倉庫





|            |             |     |          |    |           |
|------------|-------------|-----|----------|----|-----------|
| 鳥取県立鳥取高等学校 |             | 幼稚園 | 幼稚園に準ずる。 |    |           |
|            |             | 小学校 | 小学校に準ずる。 | 六  |           |
|            |             | 中学校 | 中学校に準ずる。 | 三  |           |
| 高等部        | 専門教育を主とする学科 | 工業科 |          |    | 鳥取市立川町五丁目 |
|            |             | 表具科 |          |    |           |
|            |             | 被服科 |          | 三  |           |
|            |             |     |          | 四五 |           |

- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
  - 昭和四十一年三月三十一日以前に、高等部、専攻科および別科に入学した者については、なお従前の例による。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による昭和41年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和41年4月19日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 試験期日 昭和41年7月23日（土）24日（日）
  - 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校
  - 受験申込期日 昭和41年5月16日から5月27日まで
  - 試験科目
    - (1) 建築設計要因 (4) 建築施工
    - (2) 建築計画 (5) 建築法規
    - (3) 建築構造

5 その他の他  
詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）に問い合わせてください。

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目 次

- ◆規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 計量器定期検査の実施  
家畜伝染病予防法による結核菌検査等の実施  
定期検査検査の実施  
種畜証明書の有効期間の延長  
鶏等の移入禁止の解除  
基本測量の終了  
土地の立入りの通知
- ◆公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◆公 告 美容師試験及び理容師試験の実施
- ◆報 告 地方職員共済組合定款の一部改正等

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一第百九十八号中「写真凸版製版工千八百円」  
「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工」に改める。  
「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工」に改める。  
「写真凸版製版工」を「写真凸版製版工」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九号  
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、西伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 検査日時               | 検査区域   | 検査場所     |
|--------------------|--------|----------|
| 五月二十四日午前十時から午後三時まで | 西伯郡西伯町 | 西伯町中央集会所 |
| 二十五日午前十時から午後三時まで   | 会見町    | 天万公民館    |
| 二十六日午前十時から午後三時まで   | 岸本町    | 会見町公民館   |
| 午後一時から三時まで         | 岸本町    | 八郷小学校    |
| 午後一時から三時まで         | 岸本町    | 岸本町役場    |